

令和6年3月19日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後1時00分 開議)

(出席議員12名)

1番	小 林 克 嘉
2番	梢 正 美
3番	表 谷 茂 浩
4番	中 谷 松 助
5番	福 田 晃 悦
6番	南 正 紀
7番	寺 井 強
8番	堂 下 健 一
9番	越 後 敏 明
10番	富 澤 軒 康
11番	櫻 井 俊 一
12番	林 一 夫

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	稲 岡 健太郎
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	間 嶋 正 剛
総務課長兼デジタル情報課長	山 下 光 雄
富来支所長	吉 村 満
企画財政課長	村 井 直
税 務 課 長	中 田 龍 一
住 民 課 長	池 端 久 幸
子育て支援課長	東 山 和 憲
健康福祉課長	宮 下 隆
環境安全課長	上 滝 達 哉
商工観光課長	福 田 秀 勝
農林水産課長	大 谷 清 樹
まち整備課長	山 内 勉

富来病院事務長	笠原雅徳
会計管理者(会計課長)	平野雅巳
学校教育課長	藤井 専
生涯学習課長	大島 信雄

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	向井 徹
議会事務局参事	飯田 一也
議会事務局次長	坂上大輔

(議事日程)

日 程 第 1 町長提出 承認第1号ないし第13号、議案第1号ないし第29号及び
議案第31号ないし第41号並びに町政一般（質疑、質問）

日 程 第 2 町長提出 承認第1号ないし第13号、議案第1号ないし第29号及び
議案第31号ないし第41号（委員会付託）

(開 議)

福田晃悦議長 ただ今の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 町長提出 承認第1号ないし第13号、議案第1号ないし第29号及び議案第31号
ないし第41号並びに町政一般（質疑、質問）

福田晃悦議長 次に、町長から提出のありました承認第1号ないし第13号、議案第1号
ないし第29号及び議案第31号ないし第41号に対する質疑並びに町政一般に対す
る質問を行います。

ここで、都合により、議事進行を副議長と交代します。

表谷茂浩副議長 それでは、発言を許します。

福田晃悦議員 議長。

表谷茂浩副議長 5番 福田晃悦君。

福田晃悦議員 はい。

5番 福田晃悦です。

まずは、今回の地震により亡くなられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますと共に、被災された皆様に対し、心よりお見舞い申し上げます。

たびたび行政と民意を代表する議会は車の両輪に例えられます。

では、この両輪でこの震災をどう乗り越え、どう復興していくのか。

これはあくまで私の主観ですが、「これは執行部、これは議会」といった従来の線引きを一旦はずし、一つの玉、まさに執行部・議会が一丸となって復旧・復興に全力をかけて取り組んでいくべきと考えます。

また、甚大な被害である富来地域の振興策については「住民と対話を重ね、土地の活用策を検討」と町長の発言を新聞で拝見しましたが、町長と同じく我々議員も町民に選挙で選ばれた住民の代表です。

議会ともしっかりと向き合い、富来地域の振興策に取り組んでいただけますようお願い申し上げます。

それでは、本日、志賀町議会を代表し、私が質問をいたします。

最初の質問です。今後の支援策、復興ビジョンについて、4点質問いたします。

町長は、「災害時にトップがなすべきこと24か条」をご存じですか。

新潟県三条市の当時の市長、國定市長他2市長が、東日本大震災や熊本地震等の被災地の首長に声をかけ、内閣府の協力を得て、平成29年2月に「災害時にトップがなすべきこと協働策定会議」を開催し、会議で議論やその後の書面のやり取りを通して、水害、地震、津波を包括した「災害時にトップがなすべきこと」を24か条にまとめて、公表したものであります。

災害列島と呼ばれるこの日本では、毎年のようにどこかで大災害が発生しております。しかし、一部の例外を除き、当該都道府県にとっては「たまに」、当該市区町村にとっては「ごくまれに」発生するというのが実態です。

つまり、4年任期の首長にとっては、ほとんどの場合、職務上初めての経験ということになり、多くの場合、災害に対する危機管理の訓練を受けていないため、次々と襲ってくる圧倒的な現実には翻弄され、苦悶し、失敗を批判されながら災害対策の先頭に立つ、という実態が繰り返されております。

この24か条は、「平時の備え」、「直面する危機への対応」、「救援・復旧・復興への対応」の3部からなっております。

まず、「平時の備え」では、「自然の脅威が目前に迫ったときには、勝負の大半

はついている。大規模災害発生時の意思決定の困難さは想像を絶する。平時の訓練と備えがなければ、危機への対応はほとんど失敗する」など7項目を挙げております。

次に「直面する危機への対応」では、「判断の遅れは命取りになる。特に、初動の遅れは決定的である。何よりもまず、トップとしての判断を早くすること」など5項目を挙げております。

最後の「救援・復旧・復興への対応」では、「災害の態様は千差万別であり、実態に合わない制度や運用に山ほどぶつかる。他の被災地トップと連携し、視察に来る政府高官や政治家に訴え、マスコミを通じて世論に訴えて、強い意志で制度・運用の変更や新制度の創設を促すこと」など12項目を挙げております。

その中で私の目に留まった部分としては「トップは、マスコミ等を通じてできる限り住民の前に姿を見せ、町役場も全力をあげていることを伝え、被災者を励ますこと」とあり、首長自ら住民へのメッセージは、何事にも代え難い、心の支えになります。

また、対応にあたる職員への対応としては「住民を救うために必要なことは、迷わず果敢に実行すべきである。とりわけ災害発生時は、大混乱の中で時間との勝負である。職員に対しては『お金のことは心配するな。わたしが何とかする』、『すべきことはすべてやれ。責任は自分がとる』と首長が先頭に立ち、混乱の中でもスピーディな判断と行動は不可欠であり、トップは、全ての責任を取る覚悟で、職員を信じて任せる勇気が必要であり、大見えを切ると職員は奮い立つ」ともあります。

また、これは参考までですが、「職員を意識的に休ませること。災害対応は長期戦になる。休みや休憩を職員任せにすると、職員は他市町村の応援やボランティアに気兼ねし、休むことができず疲弊する。自衛隊は不眠不休だが、自衛隊員は交代で休んでいる。組織的に職員を休ませることも必要」とあります。

本定例会で示されました、令和6年度予算については、骨格予算であり、震災復興に対する町独自の施策はほぼない予算案との事ですが、現段階で、あくまで、検討状態や不確定な部分が含まれていることは承知しておりますので、町長が考える町独自の復興施策案をお答えください。

また、本町の新町長としての抱負も込めて、町民に対するメッセージ性を持つ

た今後の復興ビジョンをお示してください。

2点目は、住居についての質問です。

現在、罹災状況はさまざまですが、自宅に住めない、将来住むことができない町民が大勢おいでます。現在、県・町は仮設住宅の建設を進めておりますが、今後、建設予定とされている恒久的に住める木造仮設住宅のアナウンスもあることから、今後の見通しが分かりにくいという声をよく耳にします。

「すぐに、避難所は出たい。プレハブは、目の前にできつつあるがプレハブから木造への住み替えはできないと聞く。また、木造を見てみたいが、どんなものが建つのか、いつ建つのかがわからない」こんな方が、多くおいでではないでしょうか。

木造仮設住宅のメリットは、断熱・防音に優れ、住み心地が良い点であり、阪神大震災ではプレハブの仮設住宅でしたが、東日本大震災では木造の仮設住宅が多数建設され、居住性の高さが注目されました。

能登半島地震はあまりにも被害が甚大で、復興までの期間が見通せない中、長い時間がかかる可能性を思えば、2年を目安としたプレハブ仮設より、永住も可能な仕様になる木造に期待と注目が集まることは、いうまでもありません。

被災者には高齢者も多く、自宅を再建する余力のない人が多いため、迅速かつ大量に供給可能なプレハブでなく、住環境の質が高い木造仮設の比率をできるだけ増やしていくべきと考えます。

すでに輪島市三井町長沢では、県が「まちづくり型・熊本モデル」と呼ばれる応急仮設住宅の工事を始めました。木造の長屋タイプで、68戸を2か月程度で整備され、プレハブ構造より工期が3週間ほど長くはなりますが、撤去の必要はなく、市営住宅に転換できるとのことです。

これとは別に、「ふるさと回帰型・石川モデル」があり、能登から離れ、みなし仮設住宅等で生活する被災者がふるさとに回帰することを目的とし、集落内の空地等に戸建風の木造応急仮設住宅を整備し、入居期間終了後は公営住宅に転用することを基本とするそうです。

実現までの道のりを考えますと、長屋タイプの「まちづくり型」のほうが現実的であろうと言われておりますが、恒久的に住まいが保証されるという最大のメリットは、住民にとって何にも代えがたい安心と考えます。

先にも述べましたが、仮住まいを想定したプレハブより、長く住める木造に移りたいという被災者は多いと考えますが、1年～2年の当分の間の住まいのプランと合わせて、「この志賀町に住み続けられる」というメッセージをこめた長期的な見通しを町民に分かり易く説明すべきと考えますが、町長の考えをお示してください。

3点目は、本町の復興計画の策定についてです。

県は、復旧・復興本部の有識者会議の初会合を開き、能登復興プランの策定作業が始まりました。被災した各市町でも、復興まちづくり計画の取りまとめへ向け、庁内で組織体制を整え、手作りの議論が始まっております。

地震前から過疎、高齢化が進んでいた奥能登4市町は、厚生労働省が昨年末に公表した推計人口で、2020年に約6万1,000人だった合計人口が、30年後の2050年には2万6,000人と6割減が予想されておりますが、地震以降、転出者が大幅に増え、人口減少はさらに加速しかねない厳しい状況にあります。

東日本大震災から13年が過ぎた東北でも、原発事故の影響が及んだ福島県だけではなく、宮城・岩手両県でも人口が3割以上減った自治体があり、人口減の許容は自治体にとってつらいことですが、人口変化に合わせた将来計画を前提にしないと、まちづくりはうまくいきません。

まさに、過疎高齢化社会への対応は能登の地域づくりの本質であり、人口が減ったからといって地域が不幸になるわけではなく、人口減少しても持続可能で、住民の幸せを支える社会をどう築いていくかが鍵となります。

「ふるさとに帰りたい」と願う被災者の思いは、復興事業が長引けば諦めに変わり、人口の回帰は望めません。これは東日本大震災の教訓の一つで、いったん復興計画が決まれば、軌道修正が難しく、後戻りできないというのも教訓です。

生活環境を取り戻す復旧は急がねばなりません、復興まちづくりは多少時間をかけても、住民の意見を幅広くすくい上げ、めざす姿を地域全体で共有することが大切であります。

東北の被災地では、人口が4割近く減少し、町の機能を集約化した宮城県女川町など全国から視察が相次ぐ自治体もあり、一つの参考にもなりますが、このようなコンパクトシティだけが正解というわけでもありません。

本町においても、令和6年度予算に復興計画策定事業として、計画策定委託料

が500万円計上されておりますが、今後の本町の復興の道しるべとなる復興計画を外部コンサルにお任せといたしますか、頼る部分が多いと、今ばかりの聞こえの良い計画が本町の実情に合わない計画になることも危惧されます。

やはり復興計画は住民の声を第一にし、町長が先頭に立って復興計画策定にあたるべきと考えますが、町長のお考えをお示してください。

4点目は事業者支援についてです。

能登半島地震で政府が決定した被災者支援の政策パッケージは、なりわい再建策として中小企業の施設復旧に対する最大15億円の補助や中小企業持続化補助金をはじめ、農林漁業の再建支援や商店街再生、観光振興、雇用対策などが幅広く盛り込まれました。

施設復旧の補助金などは過去の豪雨災害の支援事業をベースとし、迅速な取りまとめを優先したため、能登半島地震のように半島特有の被害状況が十分に考慮されたとは言いがたく、多くの産業に甚大な損害が及んだ惨状をみれば、これだけでは十分とは言えません。

本町では、能登中核工業団地及び堀松工場団地や石川サンケン株式会社が雇用の大きな受け皿となってきましたが、今後、本復旧にあたっての、設備の入れ替えや建屋の本復旧にはまだまだ時間を要すると聞いております。再建が可能な企業を支える新たな仕組みづくりを模索せねばなりません。

被災地の復興は、なりわい再建にかかっております。政府にも地元のニーズを見極め、能登の被災実態に応じた更なる追加策を望みます。

実際、仕事を失った被災者は地元にとどまるか、職を求めて離れるのかの選択を迫られます。地元で働き手が減れば、なりわいの再建も難しくなるという悪循環に陥らないためにも、必要な手を早く打つべきであります。

過去の災害では、なりわい再建支援補助金等の国・県のメニューの他に自治体が独自に補助金を上乗せする制度を設けた事例もあり、その上乗せが、たとえ数パーセントでも、団地内企業のほか、町内企業や個人事業主にも、町からの事業継続への支援という名の強いメッセージになると考えます。

先般本町に隣接する七尾市は、事業者支援として独自に50万円の上乗せを決定しました。

町長が、提案理由で述べられた事業者支援について、国・県の補助事業のス

ムーズな申請支援は、当然のフォローであります。

町として、町内の事業者の支えとなる町独自の事業者支援策が必要と考えますが、町長のお考えをお示してください。

以上が1点目の質問になります。町長、よろしくお願いいたします。

表谷茂浩副議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 議長。

福田議員の今後の支援策、復興ビジョンについてのご質問にお答えいたします。
はじめに、メッセージ性を持った今後の復興ビジョンについてお答えいたします。

今回の地震は、これまでに私たちが経験したことのない未曾有の大災害となり、山は崩れ、津波が押し寄せ、道路は崩壊や寸断、多くの家屋が倒壊する光景を目の当たりにし、一時は絶望感に苛まれました。

こうした中、全国の皆様からの励ましのお言葉やボランティアの皆さんの力強い応援、また、心温まる物資の支援、さらには、全国自治体からの支援職員の派遣などにより、今ようやく復旧・復興の足掛かりが見えてきたところであります。

議員がお示しの「災害時にトップがなすべきこと24か条」についてですが、当然その存在は承知しておりました。昨年消防庁が出した市町村長による危機管理の要諦という資料の巻末に載っていたと記憶しております。

改めて内容を見てみますと、災害時、非常時に採るべき必然的な行動指針が列挙されています。

この24か条と、これまで私が執ってきた判断や行動をつき合わせますと、概ねこのとおりに事は進んでいると思っております。

就任後間もない、また、職務上初めての経験という点では、これほどまでの大災害は、私ばかりではなく、職員をはじめ、町民全体が経験したことのないものであり、発災直後から副町長をはじめ、町職員、国や県、そして、県内外からの自治体からの応援職員、これらの方々の助言や支援をいただきながら、ここまで辿り着いているものと思っております。

「三人寄れば文殊の知恵」と言われますように、一人で考えるよりも、多くの人の知恵や知識を借りること、まさに「集合知」が非常に重要であることを、今回の災害で再認識したところであります。

また、本町では、現在、家屋の被害認定調査やワンストップ窓口による被災者相談支援、災害廃棄物の処理、住家等の公費解体、避難所への物資の配送のほか、生活再建に向けた応急仮設住宅の整備など、町の再生に向け、さまざまな取り組みを進めているところであります。

発災から3か月目となり、県では、復旧・復興本部会議や有識者で構成する復旧・復興アドバイザリーボード会議等を開催し、本年6月を目途に復興計画を策定する予定であり、本町におきましても、7月末までの策定を目指し、4月から復興計画の策定に着手いたします。

策定にあたっては、私が町の復旧・復興対策本部のトップに立ち、役場内では、新たに企画財政課に仮称ではありますが、「震災復旧復興創生室」を設置し、一元的に業務を進めてまいります。

また、新年度早々には、各界各層の町民代表から成る計画策定委員会、その下部組織として、策定部会を組織し、計画づくりを進めていくこととしております。

計画期間は令和6年度から10年度までの5か年とし、まずは、「創造的復興を遂げ、必ず志賀町に帰す」という強いメッセージを発信し、「不撓不屈の精神で不惜身命を貫いていきたい」と考えております。

町の復興計画では、県の計画との整合を図りながら、「創造的復興」に向けた「暮らし、生業、社会資本の再生・再建」をテーマに、「災害に強い生活基盤の整備」「地域コミュニティの再生」「産業の振興」「GX・DXへの対応」「行財政基盤の確保」といった分野ごとに施策の方針を掲げていきたいと考えております。

具体的に、「暮らしの再建」では、生活基盤の整備、コミュニティの再生、町外へ避難された方への帰還対策、「生業の再建」では、産業基盤の整備、産業振興対策、起業振興対策、「社会資本の再建」では、都市基盤の強靱化、公共施設の再編、GX・DX対応を検討していきます。

その過程においては、当然、住民の皆さんや各種団体等のご意見や要望等もいただきながら、町民みんなでつくる復旧・復興計画にしていきたいと考えております。

次に、「志賀町に住み続けることができる将来図を早期に示すべき」とのご質問ですが、今回の能登半島地震被害における住宅支援として、地震により住家に被害を受けた被災者のうち、直ちに住宅を確保することができない方に対し、一

時的な居住の安定を図ることを目的に、建設型の応急仮設住宅や、アパートなどを応急仮設住宅として無償で提供する賃貸型仮設住宅、いわゆる「みなし仮設住宅」を供与しております。

入居できる期間は最長２年間であり、その間に、新たな住まいを確保していただくものではありませんが、これまで住んでいた土地での再建を希望しつつも、再建することができない、特に年金で生活する高齢被災者が多くいらっしゃることを町としても憂慮しているところであります。

現在、石川県では、避難所生活の早期解消を目的とする建設期間の短いプレハブ型に加え、木造長屋タイプの「まちづくり型」熊本モデルといわれるものですが、避難所生活を続けられる被災者が元の集落に戻って生活するための戸建て風木造住宅タイプの「ふるさと回帰型」これは石川モデルと言われるものを示しております。

これらの木造モデルは、いずれも２年間の入居期間終了後に町営住宅等として転用することが可能であり、引き続き公営住宅として住み続けることができるものと聞いております。

町としては、先の第２次入居募集の申し込み状況などを考慮し、新たな仮設住宅の必要数を把握した上で、これら木造モデルも視野に整備していくことを検討しておりますが、町有地であっても、豪雨時の浸水区域などのハザードエリアを考慮することや上下水道の整備済区域であること、土地の現況の形態など、必要となる条件を満たす用地の確保が困難であり、建設候補地の選定に苦慮しているところであります。

先日、石川県の担当部局の職員に会う機会があり、恒久住宅の再建における過去の災害事例として、平成19年の能登半島地震の際に、輪島市内などにおいて、公有地に建設した集合型の「災害公営住宅」や基本的な設計パターンを示すことで、良質な住宅を通常よりも低価格で建設できる「能登ふるさと住宅」などについて、詳細を確認させていただいたところであり、今回の災害にも適用出来ないか、改めて県に要望していきたいと考えております。

住宅の再建は、被災地の復興の根幹を成すものであり、町としては、住み慣れた土地で暮らし続けたい、また、帰りたい被災者のため、できる限り状況に応じた再建に努めていきます。

次に、「町長が先頭に立って復興計画を作り上げるべき」とのご質問であります。

復興対策本部長として私が全体の指揮を執ってまいります。町の将来を左右する復旧・復興計画ですので、学識経験者や議会、各種団体の代表者等から構成する策定委員会を設置する予定であり、委員の皆さんにお諮りしながら、生活再建部会、生業再建部会及び社会資本再建部会から成る3つの部会で、さまざまなご意見を聞きながら、住民目線での計画づくりに努めていきたいと考えております。

なお、コンサルへの委託については、データや会議資料のまとめなど、策定支援業務を主としており、あくまで計画の策定主体は町ですので、町が主導し計画策定を進めてまいります。

次に、「事業再建に町独自の支援の検討を」とのことについてであります。復旧・復興計画の中で、生業支援は重点事項でありますので、支援は必須と考えていますが、生業は事業ばかりではなく、農林水産業など、裾野が広いので、町の財政状況を見ながら、支援対象や金額について検討していきたいと考えております。

このような中で、今回の大地震により、甚大な被害を受けた町内事業者に対しては、中小企業等の施設復旧などを支援する石川県なりわい再建支援補助金をはじめ、小規模事業者等の事業再建を支援する小規模事業者持続化補助金災害支援枠や、施設、設備の復旧、運転資金のための特別貸付制度、従業員の雇用維持を図るための雇用調整助成金の特例措置など、多くの支援メニューが準備されております。

この「石川県なりわい再建支援補助金」は補助率4分の3、限度額15億円、「小規模事業者持続化補助金」は補助率3分の2、限度額200万円とされておりますが、被災状況によっては、施設・機械等の大規模修繕や災害ゴミの処理費用に多額の経費が嵩むことで、経営を圧迫し、事業の再建はもとより、継続が危ぶまれる企業が多く存在しております。

また、農林水産業の被災事業者についても、なりわい再建支援補助金等の支援メニューの対象となりますが、一般企業と同様、事業の再建、継続に支障をきたす方も多く見受けられます。

このため、農地や農業、林業、水産業各施設の復旧支援はもちろんのこと、被災した機械や事業用建物、漁船等の修繕、再取得等に対して、国、県の補助に併せて、町も補助することで最大9割を支援する農業機械再取得等支援事業や共同利用漁船等復旧支援対策事業などを実施いたします。

このような状況にあつて、町では、さらに事業者を幅広く支援することで、地域産業の再建を図るとともに、事業者の経済的負担を軽減し、事業の継続に資するため、町独自の支援制度として、被災事業者への見舞金及びなりわい再建支援補助金への上乗せ補助を柱に、支援することを検討しております。

なお、事業者の相談窓口については、町内の両商工会に設置されておりますが、相談内容が多岐に渡ることや申請書類が複雑なことから、町においても、3月21日から能登中核工業団地コミュニティ施設に相談窓口の開設を予定しており、補助金の申請手続きを円滑に進め、速やかな復旧・復興を支援していきたいと考えております。

また、農林水産事業者の申請手続きについても、JA志賀に設置されている相談窓口職員を派遣しており、国、県及び関係団体と連携して、円滑に進めてまいります。

甚大な被害を受けた町の復旧・復興は、一朝一夕にできるものではありません。また、行政だけでできるものではなく、町民の皆さんとともに歩みを進めていかなければなりません。

町民の皆さんには、町の将来を見据えた復旧・復興に関し、有意義なご提案を賜りますとともに、町・地域の再生のため、自主・自発的な行動にも取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

以上、福田晃悦議員のご質問に対する答弁といたします。

表谷茂浩副議長 福田晃悦君。

福田晃悦議員 はい。

再質問と言いますか、強いメッセージを発信し、とありますけど、もう少し今の町長の言葉で、わかりやすい言葉で町民に発するメッセージがあれば、お示しいただきたいんです。

この創造的復興という言葉を決して今の住民の人にあげても創造的復興ってイメージしにくいと思うんで、できれば町民がイメージしやすい言葉で、今の町長が思う

ところであればお示しいただきたいという再質問で、まずお願いします。

表谷茂浩副議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 はい。

創造的復興がわかりにくいという、おそらく具体性がないという意味かなと思うんですが、創造的復興という言葉は馳知事がかねてからおっしゃっている、この県全体、能登全体の復興のビジョンのひとつではありますが、町として先程来、申し上げてますように住民のみなさまからニーズをくみ上げながら、具体像を築きあげていきたいと思っておりますので、いまここに申し上げたメッセージのひとつとして「必ず志賀町に帰す。志賀町に住み続けたいと思うまちづくり」というそういったことをメッセージとしてあげたいと思っております。

以上、再質問の答弁といたします。

表谷茂浩副議長 福田晃悦君。

福田晃悦議員 はい。

言葉がわかりづらいというよりも、町民にイメージしづらいというのが第一印象。DX、GX、立派な言葉いっぱい並んでるんですけど、それが今の答弁を聞いて一般町民がじゃあどんなまちづくりをするんかという、かなりイメージしづらいと思うんですね。いろんな被災自治体、福島でも被災自治体のキャッチフレーズ見ましたけれども、これどれもやっぱり町民になじむ言葉で復興のタイトル付けをしている自治体が非常に多く感じました。

なので、今後そういった策定委員会か、諮問団体等でいろんな計画をつくられると思いますけれども、ぜひ住民にやっぱりわかりやすいものを作って頂いて、質問にもありましたけれども立派な言葉を列挙して、聞きなれない言葉がいっぱいでてくるんじゃないかと、じゃあどういったまちにしていくなか、というのをまずその1本柱か2本柱かわかんないですけども、そこを明確にして計画づくりをしていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

あとはですね、仮設住宅の建設候補地の選定に苦慮しているという、これもありましたけれども、ご存知のとおり輪島はやはり海が目と鼻の先のマリンタウンに早くに仮設住宅を決めて、「背に腹は代えられぬ」で建てられました。

志賀町もその震災ハザードマップの関係でありますとか、やはりここに書いてあるいろんな問題があるのはわかるんですけども、例えば一時的に利便性のいい

民地をなんとか、無償で貸してもらえんかとか、そういった話の交渉も一部かなと思いますんで、町有地にこだわる、ただそれで、住む方の、帰られる方がなかなか進まないということもたいへん問題であると思いますんで、いろんな幅で民有地、例えばあとは区の地面であるとか、そういった部分も幅広く検討したうえで、できるだけ速やかに建設の方、していつていただきたいと思います。

あとはですね、外部コンサルの部分についてなんですけども、やはりこれだけ日本全国、地震と災害と洪水とありましたら、その作り上げる業者がかなり皆さんお上手になっていると聞かれます。

それがやはりどっかの、「Aケース」を志賀町に持ってきて、それを単に志賀町という名前の復興計画になるということを私一番危惧している内容ですので、やはりその辺は、富来の地域性、志賀の地域性というのを考えた上で、配慮した計画にしていっていただきたいと思います。

事業者支援についてですけども、事業者としても非常に支援メニューがたくさんあって多岐にわたるなと思いますが、一つひとつの事務処理が非常に煩雑、難しいですね。雇用調整助成金に関しても、こんな書類って、町の事業者さんが普通できるのかっていう、部分が、公的なお金を補助金としてもらう、持続化給付金って形で、雇用調整助成金でもらうのはわかるんですけども、事業者さんがほんとに最後まで手続きできるのかっていう煩雑さが非常にあるなと思いますんで、中核工業団地の方に相談窓口ですね、作るというふうに申しておりますけれども、やはり今現状その雇用調整助成金に関しては、石川労働局に関しても、窓口、ハローワークまで行かなきゃありませんので、そういった部分に関してももう少し事業者支援がちゃんと行き届くような、町としての手助けをお願いしたいと思います。

最後の部分にありましたけれども、被災事業者への見舞金及び生業再建支援補助金への上乗せ補助を柱に支援することを検討、と答弁でありましたが、6月議会には町独自の施策を盛り込んでいきたいと思うというふうに以前聞いたかなと思うんですけども、6月を待たずとも早めに早めに打ち出していつて、行くべきだと思いますし、やはり町として早め早めに事業者さんにも町は事業者さんを支援していくんだという姿勢を示すべきだと思いますんで、答弁結構ですので早めに発表していただきたいと思います。

答弁あれば。

稲岡健太郎町長 はい、議長。

表谷茂浩副議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 はい。再々質問にお答えいたします。

まず最初に、一般的ではなくて、分かりやすい言葉でキャッチコピーというかそういったものが必要だということなんで、それは今後策定部会でわかりやすいものを作っていければいいかなと思っております。

次に住宅の件でしょうか。町有地にこだわっているわけではなくて、ちゃんと民有地、あるいは共有地も当然視野に入れながら借地料無償でお願いすることとかそういった交渉は当然しておりますが、今言われた輪島の例はあくまで2年間の仮設の場所はそれで良いんですが、恒久化を考えたときに地盤の関係であったり、ハザードマップの関係であったり、そういったことが必要になってくるので、また前面道路の関係や上下水道がきてるかなどいろんな条件がありまして、今要望何か所かいただいている拠点に関しても、なかなかそこが適地になっていないというのが現状であります。それでも引き続き柔軟に町として考えていきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

次に事業者支援についてですが、今言われた手続きが煩雑な件、両商工会に設置してあるところに加えて3つ目の場所として中核コミュニティ、設置しておりますし、また外部から人材を、ボランティアの方であったり、こちらから派遣要請をしたりして、そういった受付の人員も今後拡充していくつもりでありますので、なるべく皆さん円滑に進められるようにしていきたいと思っておりますし、煩雑なところでなかなかその補助金の申請ができないという、そういった事業者のために今用意したのが見舞金という制度でありまして、より簡便な手段で補助金がいただけるようなそういった制度を設けていきたいと思っております。

そして6月議会を待たずに、可能ならば専決として進めていきたいと思っておりますので、そこは議会の皆さんもご理解いただきたいと思います。

以上です。

表谷茂浩副議長 福田晃悦君。

福田晃悦議員 はい。

ご答弁ありがとうございました。

やはり先ほど、被災事業者への支援については専決でも、とお話でしたけども、明日でも結構ですので、早め早めに事業者にメッセージを知らせていただきますようお願い申し上げまして、次の質問に移ります。

次の質問、義援金についてです。

県は、2月1日、1月時点で能登半島地震を受けて全国から寄せられた約169億円の災害義援金を、被害が甚大だった輪島市や珠洲市など6つの市と町のすべての住民も配分の対象とし、1人5万円を配分することを決めました。

これまでに寄せられた分の義援金について、どう配分するのかを決める石川県の委員会が2月1日に開かれ、県の幹部や弁護士、被災地の市長や町長などが委員として参加し、決定したとのことでした。

委員会の決定によりますと、人的被害については、死亡・行方不明で20万円、重傷で10万円、住宅被害については、全壊が20万円、半壊は程度に応じて5万円から15万円が配分されます。そして、生活支援策として、水道などのライフライン被害が甚大で過酷な生活を強いられているとして、七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町の6つの市と町のすべての住民も配分の対象となり、5万円が配分されます。

義援金のうち人的被害と住宅被害については、り災証明などの必要な書類が準備できて被災者の申請がありしだい、市や町を通じて振り込まれる予定で、東日本大震災ではおよそ2か月かかったということでした。

6つの市と町での配分は住民が県へ申請し、県が直接振り込むということで、準備ができしだい配分を始めるとしております。

先般の提案理由説明で、本町に贈られた義援金について、3月10日時点で3億1,000万円にも上り、この配分については被災者支援制度の枠から外れる準半壊・一部損壊の世帯にも配分していきたいとの事でした。

しかし、全ての町民が長期の断水により普段使わないような最低限の支出も多くかかっており、洗濯に必要なコインランドリー料金や食事に必要な使い捨ての紙皿、紙コップ、割りばし、無料の風呂になかなか行けない住民にとっては、町外の有料銭湯や、そこまで通う車の燃料代など、つもりに積もった支出が沢山あります。

度重なる出費に追われた、そして、今も日々追われている町民の手元に、町民

の財布に義援金を一日も早く届けることが、いち早くこの志賀町へ義援金を贈っていただいた方々の気持ちに応えることになるのではないのでしょうか。

まずは、すべてが被災者である全町民に、被災の状況にかかわらず県のように速やかに住民のもとに届くよう、こちらは、生活支援として第一次見舞金を支給し、被災住宅の支援を受けられない一部損壊・準半壊の世帯については、罹災証明の状況把握にある程度見込みがたった段階で住宅支援策として第二次見舞金を配分すべきと考えますが、町長の考えをお聞かせください。

表谷茂浩副議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 議長。

福田議員の「義援金について」のご質問にお答えいたします。

本町に対する義援金の総額は、3月17日現在で、1,064件、3億2,192万7,873円となっており、配分にあたっては、義援金をお寄せいただいた方々のご厚志が被災者の皆様に伝わり、新たな生活に向けた支援となるように配分することが大切であると考えております。

議員ご提案の、罹災状況にかかわらず、速やかにすべての町民に配分すべきであるとのことについてですが、すでに県において、ライフラインの被害が甚大で過酷な生活を強いられた6市町の全住民に一律5万円を配分することとしております。

町としては、現在、町に対する義援金の受け入れは落ち着いてきており、今後、大幅な金額の上積みが見込めない中、約3億2,000万円の義援金を1次配分として全町民に対し配分を行うと、半壊以上の大きな被害を受けた方々に対する配分が少なくなることが想定されますので、現段階では、全町民一律に配分することは考えておりません。

このような方針のもと、今後、義援金の受け入れ状況や罹災証明書の発行状況などを勘案し、これからも本町に住み続けていただくことを第一に、半壊以上の世帯にはもちろんのこと、準半壊や一部損壊の世帯に対しても、町の配分委員会で協議し、対象となる皆様に配分していきたいと考えております。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

表谷茂浩副議長 福田晃悦君。

福田晃悦議員 はい。

再質問ではないんですけど、ご答弁の中で義援金の受け入れは落ち着いてきたということであれば、これも早急に委員会を作って、町民に対して義援金をお手元に届くように迅速に動くという姿勢を見せてもらいたいと思います。

私もこの義援金について、もしかしたら6月議会を待ってとかそういうこともあるのかなと思ってたんですけど、やはり県は1月末時点で、締め切った時点で、県民に届けるという意味をすぐ行動に移したわけですから、3億2,000万円の義援金が概ねその部分で見込みが立ったということであれば、これも明日でもすぐ委員会を開いて、方針を決めて専決、なんでもいいですから町民に対し、こういう支援策を町としてはしていくという方向性を示していただきたいと思いますんで、できるだけ早くお願いいたします。

最後の質問です。原子力災害時の避難計画についてです。

町長は提案理説明で、「災害に対する備えをこれまで以上に強化し、考えるあらゆる災害を想定したまちづくりを目指していきたい、そう決意することをお誓い申し上げる」と述べておられました。

ただ、その後の原子力災害避難について触れられている部分についてですが、ざっくり、わたし要約しますと、「避難ルートの多くが通行止めになった。現段階では、地震で生じた影響の検証が必要。国、県の動向を注視しつつ必要な対応を行う」ということになろうかと思います。これはあくまで私の主観ですが、切迫感と申しますか、危機感がそれほど感じられませんでした。

「北陸は地震については安全だ」そういったこれまでの安全神話が、この地震で脆くも崩れ去った今、「地震はいつ起こるかわからない」と考えた時、原子力災害の避難訓練は宙に浮いた現在の状況は、町民の生命は最も危険な状態にさらされたままであるといえます。

東日本大震災で、福島第一原発周辺の避難計画策定期間を各自治体確認しましたが、早いところで地震から4年後、遅いところで7年後に、策定に時間がかかっておりました。

私が確認できなかっただけかもしれませんが、福島については、発電所周辺の住民のほとんどが避難指定区域となっていたため、暫定的な計画策定を設けなかったのかもしれませんが。

事業者側である志賀原子力発電所北陸電力は、この地震を検証し更なる安全対

策を講じるのは大前提として、住民の命を守る原子力立地町の首長として、「今ここで地震が起こり、原子力発電所に何か起こったら」ということを想定し、できる最善策を早急に検証し、暫定的な避難計画を町民に示すべきと考えますが、町長のお考えをお示してください

表谷茂浩副議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 議長。

福田議員の「原子力災害の避難計画について」のご質問にお答えいたします。

今回の地震については、志賀原子力発電所で放射能漏れなどの重大な事故は起こらなかったものの、今までの原子力災害時における避難計画の想定を超えた最大震度7を観測し、能登全域で甚大な被害をもたらしました。

このため、石川県が志賀原子力発電所の重大事故時に避難ルートとしている国道や県道計11路線のうち、7路線で道路の寸断などにより通行止めが発生し、奥能登への避難が出来ない状況となりました。

さらに大津波警報によって、海上からの避難ルートも断たれ、今回の地震による避難計画の課題が指摘されているところであります。

現行の避難計画では、本町からの広域避難の際には、国道、県道を活用し、避難することとなっておりますが、道路ネットワークの強靱化を図るための道路構造物の耐震補強対策をはじめ、避難道路整備予算の拡充などについて、引き続き全国原子力発電所所在市町村協議会などを通じ、国に対して強く要請していきます。

議員ご質問の町が主体となって今回の地震を踏まえた暫定的な原子力災害の実行性ある避難計画を早期に検討すべきとのことですが、原子力災害時には、原発立地町である本町だけでなく、その影響が広域的に及び、一自治体のみの避難計画策定だけでは成り立たないことから、避難道路の拡充はもとより、避難方法や避難先の見直しなど、国や県が主体となった計画の見直しが必要であり、暫定的とはいえ、町が主体となった避難計画の策定は現実的ではないと考えております。

原子力災害は、自然災害と異なる特殊性から、原子力災害対策特別措置法が制定され、国の責任のもと防災対策を実施することとなっております。

今回の地震によって、原子力災害時における避難計画そのものの見直しが必要となったことは、報道等で有識者などが発言している中で、志賀町だけでなく、

全国原発立地自治体共通の課題であると認識しており、国としても、原子力災害対策指針の見直しを検討している段階であると聞いております。

このようなことから、町としては国や県の対応を見極めつつ、今回の地震で生じた影響などを十分に検証し、被災した防護施設の強化や避難所のあり方の見直しなど、現段階で取りうる必要な対策の検討をすすめ、町民の安全、安心につながるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

表谷茂浩副議長 福田晃悦君。

福田晃悦議員 はい。

暫定的な避難計画は現実的でない、じゃあ、何かあったら町民どこに逃げるんですかっていう話がやっぱり町民から出ます。それは避難計画が宙に浮いているという、まさにそれでありまして、町長、新聞等報道にもお答えされてますけども、現状じゃあどうするかまだ一つもでてないんですよ。「どこに逃げるんだ」。だからせめて原子力災害が起こった時にどう行動すべきかという部分ぐらいは町民にすべきと考えますし、国・県動向を見ながらというところありますけれど、それはじゃあ、いつぐらいになるんですかっていう時期も示すことも必要かと思います。ですので、もし今答弁できる範囲であれば、原子力災害が起こったときに、「じゃあどうするんだ」というところを、首長から「どうしてくれ」という答えがあるのかどうか、お答え願えますか。

表谷茂浩副議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 「今この時点で起きたらどうすべきか」という質問に対してのご答弁になるかなと思います。

今この時点でもし、まず何が起きるかを想定しないとわかりませんが、まず何かが起きないと原子力災害起きないというふうに感じておりますし、すべてのことを想定してというふうに申し上げましたが、なかなかその答え、私今発信しろといわれてもむずかしいかなと思っております。

実際いろいろとこれまで報道等から質問があったときにもやはり答えられなかったのはまさにそういうことで、すぐに示せない計画だからこそ、今、宙に浮いているという現状があつて、今現状もし起きた場合は、本当に各自でまず自分の身を守ることを考えていただきたいと、そういうふうにしか私は申し上げられ

ない、そのように思っております。

その答えが簡単に見つかるようであれば避難計画はすぐにできるでしょうが、それが見つからないからこそ避難計画にこれまで策定に時間がかかってきたのかなというふうに思っております。

以上、福田議員の再質問の答弁といたします。

表谷茂浩副議長 福田晃悦君。

福田晃悦議員 はい。

答弁結構ですが、やはり町長は提案理由説明で「災害に対する備えをこれまでに以上に強化し、考えるあらゆる災害を想定したまちづくりを目指していきたい、そう決意することをお誓い申し上げる」とおっしゃってるんですから、やはり災害の部分は、復興復旧同時進行でたいへんだとは思いますが、住民の命を預かる一丁目一番地の部分になりますので、その部分は念頭においていただきまして、一日も早い原子力災害の避難訓練等を、また避難計画を作っていただくことを国・県に要望いただけるようお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

表谷茂浩副議長 議長と交代します。

福田晃悦議長 以上をもちまして、質疑及び質問を終結します。

日程第２ 町長提出 承認第１号ないし第13号、議案第１号ないし第29号及び議案第31号
ないし第41号（委員会付託）

福田晃悦議長 次に、町長提出 承認第１号ないし第13号、議案第１号ないし第29号及び議案第31号ないし第41号を、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

（ 休 会 ）

福田晃悦議長 次に、休会の件についてお諮りします。

委員会審査等のため、明20日から25日までの６日間は、休会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、明20日から25日までの6日間は、休会することに決しました。

今回は、3月26日、午後2時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午後3時07分 散会)